

2012年  
8月24日(金)  
**JR東労組**  
**東京**  
号外

東日本旅客鉄道労働組合  
東京地方本部  
東京都北区東田端2-20-68  
電話 03-3894-3901  
JR東京支社ビル3F FAX 03-3894-3903  
ホームページ <http://jreu-t.jp/>  
発行人 鳴海 恭二 編集人 大湯 健司  
月1回(1日)発行/1部20円  
(組合員の購読料は組合費に含む)

**このままでは組合員の利益は守られない!**  
**整理交渉で確認した内容を支社幹部が削除!**  
議事録確認=労働協約の重要性

労働協約は、法律によって制度として定められ、特定の効力を与えられています。労働協約が結ばれ、それが守られることによって、一定期間の労働条件が維持・確保され、反面、有効期間中は争議行為は許されない事から、一定期間の企業の平和を維持できます。これを労使双方が守る事によって、双方の利益となり、企業の平和が維持される事は、企業の繁栄と労働条件の向上をもたらす事になります。東日本会社と東労組も右にあるように、協約を締結しています。

**議事録の未締結を許さず「不当労働行為」の根絶に向けて、東京都労働委員会へ「あっせん」を提出し、受理される!**

～はじめに～

J R 東 労 組 東 京 号 外 (7 月 14 日 発 行) で 組 合 員 の 皆 さ ん に 明 ら か に し て き ま し た が、地 本 は こ の 1 年 間 で 72 本 の 申 し 入 れ を 行 い ま し た。ま だ 開 催 さ れ て い な い 団 体 交 渉 も あ り、5 月 30 日 に 勤 労 課 と の 間 で 55 本 の 団 体 交 渉 に つ い て 整 理 し、議 事 録 確 認 を 締 結 す る よ う に 確 認 を 行 い ま し た。し か し、17 本 の 議 事 録 は 締 結 で き ま し た が、団 体 交 渉 に 出 席 し て い な い 支 社 幹 部 が 議 事 録 の 削 除 を 要 求 し、38 本 の 議 事 録 が 締 結 で き ず 大 会 で 承 認 を 受 け ら れ な い 事 態 と な り ま し た。こ れ は、一 昨 年 に 発 生 し た 議 事 録 を 都 合 の 良 い よ う に 加 筆・修 正 し た 問 題、さ ら に 昨 年 は ラ イ フ サ イ ク ル 関 連 の 3 本 の 議 事 録 が 締 結 で き な か っ た 問 題 を 打 開 す る た め に 労 使 で 確 認 し た 議 論 経 過 が あ る に も 関 わ ら ず、確 認 事 項 を 守 ら な い 会 社 の 姿 勢 に よ っ て 引 き 起 こ さ れ た も の で す。

東 京 地 本 は、今 回 の 事 態 を 受 け て「東 京 地 本 第 29 回 定 期 大 会 決 議 に 基 づ く『勞 働 協 約 未 締 結 と 不 当 勞 働 行 為』を 是 正 す る 申 し 入 れ」を 行 い、会 社 の 真 摯 な 回 答 を 求 め て 団 体 交 渉 を 行 っ て き ま し た。し か し、会 社 の 誠 意 あ る 回 答 は 得 ら れ ず、全 て に お い て 対 立 と な り ま し た。こ れ ま で、連 続 し て 議 事 録 が 締 結 で き な い 事 態 を 鑑 み、今 回 の 交 渉 を 勞 働 協 約 第 68 条 (紛 争 解 決) と 位 置 づ け、重 大 な 決 意 で 問 題 解 決 に 向 け て 努 力 し て き ま し た が、も は や 内 部 で の 解 決 は 困 難 だ と 判 断 し ま し た。こ れ で は、組 合 員・家 族 の 利 益 を 守 る こ と は で き ま せ ン。

し た が っ て、勞 働 協 約 第 69 条 (あ っ せ ん、調 停 及 び 仲 裁) に 基 づ き、7 月 20 日 に 東 京 支 社 に 東 京 都 勞 働 委 員 会 へ「あ っ せ ん」申 請 を 行 う こ と を 通 知 し、東 京 都 勞 働 委 員 会 へ 提 出 し 受 理 さ れ ま し た。

**「あっせん事項」**

- ① 団体交渉(整理交渉)で合意に達し妥結に至った。これまでの労使慣行に基づいて、文書で確認を行ってきた。以後議事録確認(労働協約)を締結する際に確認した内容の削除を要求され対立となって議事録が未締結になっている。
- ② 団体交渉の妥結後、労使で確認した内容での議事録確認(労働協約)を早急に締結したい。

I. 全てにおいて対立となった、東地申第1号「東京地本第29回定期大会決議に基づく『労働協約未締結と不当労働行為』を是正する申し入れ」での議論

7月20日に行われた、東地申第1号交渉で東京地本が主張したことは次の点です。

1. 事前に労使で合意したにも関わらず、今回38本の申し入れについて議事録確認が未締結になったが、その理由を明らかにすること。

① これまで窓口間で議事録締結に向けて10回以上折衝を行い、真摯に進めてきたこと。

② 交渉済の55本の議事録確認を締結することを確認・目標とし、これまで以上に折衝して努力してきた。

③ 議事録の締結に向けて、組合は議事録確認(案)を精査して速やかに返した。会社もすぐに返しているものもあるが、しかし1年前のライフサイクル(申70号)は未だに締結できておらず、会社として努力してきた形跡は感じられない。

2. 整理交渉で労使が確認した文書を削除してきたが、その理由を明らかにすること。

① 整理交渉とは、会社から提案された施策に対して、団体交渉で議論し確認したことや対立点・ポイントになることを文書にして整理し、施策実施前に再確認した上で妥結する場であると認識している。

② 整理交渉は東京だけでなく、他支社においても行っていること認識している。

③ 整理交渉のあり方について、会社から「簡素化したという」要請があったので、組合は「簡素化した内容を含めて、議事録では残すこと」を確認した上で会社に配慮してきた。

④ 組合として「整理交渉のやり方を変えなくてはならない理由は、何もない」と認識している。これまで通り進めていくべきだ。整理交渉の前に、文言について慎重に精査したものを締結の際に削除・修正したことは、これまでなかったことだ。断じて認められない。

3. 団体交渉が終了した議事録確認の未締結分について、合意した内容を逸脱・変更せず真摯に折衝し、早期に締結すること。そのために、不当労働行為を改め、「東地申第1号『JR東労組東京地本第27回定期大会発言』に基づく申し入れ」の議事録確認(平成23年2月4日締結)と昨年7月14日に議論し確認したメモを遵守すること。

① 未締結の38本について、早急に締結に向けて努力する。

② 申1号の議事録確認(平成23年2月4日締結)を遵守していく。

③ 会社は、7月14日に議論し確認したメモを「踏まえる」と言っているが、組合はこの確認したメモを重く受け止めており、「遵守すべき」だ

と主張する。申70号のライフサイクルの事案については、「この確認したメモを踏まえて努力している」とは全く認識できない。

今回の団体交渉において、会社は不誠実な回答を繰り返して全ての項目で対立し、認識の一致が図れませんでした。特に「団体交渉で議論し、組合

# 会社と確認したにも関わらず、削除・修正を要求してきた議事録の一部

## 議事録 (案)

7月27日 16時30分現在

東地申第2号「労働基準法第36条の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定」についての交渉経過を踏まえ、別紙のとおり確認した。

平成24年〇月〇日

### <事象1> 超勤実績・休日出勤が増加している根拠と事実、新入社員を配属する回答を削除

(組合) 超勤実績については、営業・現場管理者・非現業のデータが改善されていない、または悪化していると認識しているが、会社の認識と対策について示すこと。

(会社) 超勤実績について、営業は微増しているが、施策のための勉強会や急な休職などが発生し、その対応のための超勤が発生した。現場管理者・非現業の数値に関しては、通常業務以外で対応しなければならぬ業務があるので、一定程度、超勤が発生することになる。会社としては、不要不急な超勤は行わないことが定着してきていると考えており、業務の平準化や労働時間の管理について、今後も継続して取り組んでいく。問題のある数値だとは認識していないが、今後も引き続き指導していく。

(組合) 東京新幹線車両センターの休日出勤が多いと認識しているが、会社の認識と対策について示すこと。

(会社) 東京新幹線車両センターにおいては、社員の出来る担務が限定的な事が原因のひとつと考えているため、休日出勤が発生している。全ての担務が行えるようになるには、まだ時間が掛かると認識しているが、今後も新入社員を継続的に配属したりすることや、引き続き社員の出来る担務を増やしていくことで解決を目指していく。

### <事象2> 33発動時に社員代表に説明することについて削除

(組合) 33発動については、これまでの議論経過に則り、社員の労を労い、社員代表にも説明すること。

(会社) これまでの議事録や議論経過の通り指導を行ってきており、今後も引き続き33発動の趣旨とともに指導を行っていく。

### <事象3> 安全衛生管理体制の実施について削除

(組合) 安全衛生委員会については、法令やこれまでの議論を踏まえ、継続して実施していくとともに、安全衛生管理体制についても実施をしていくこと。

(会社) 安全衛生委員会については、ほぼ実施されていると認識しており、いる。今後も継続していくとともに、安全衛生管理体制についても、これまでの議論を踏まえていく。

### <事象4> 「業務量調整」において発生した職場の細かな問題について削除

(組合) 東京駅・品川駅・新橋駅で実施した「業務量調整」について明らかにし、その原因と対策を示すこと。この「業務量調整」により、現場ではお客さまから苦情が発生し、負担を掛けたことから、8月～9月と来春3月～4月にかけて、同様の事象を発生させないようにすること。

(会社) 東京駅については、4月～5月にかけて、NEX窓口1窓を閉めることや乗換出札を一部閉めることが発生し、品川駅でも泊まり窓を日勤化するなどする事象が発生した。また新橋駅では、サービスマネージャーを勤務指定の段階から他の担務に指定する事象があった。その原因としては、個々の駅で若干違うものの、想定しえない休職や退職、グリーンスタッフの雇用満子による要員需給に逼迫により発生したものである。今回発生した業務量調整について、好ましい事象とは認識していない。今後について、8月～9月においては、業務量調整が発生するとは認識していない。また、引き続き需給の管理に取り組むとともに、来春に向けては3月～4月に関しては、効率化施策、採用、異動等により対策を講じていく採用や人事異動、効率化などで同様の事象を発生させないよう最大限努力していく。

(組合) 品川駅で3月に発生した管理者における事象や、平成22年6月提案の「新橋駅のサービスマネージャーが標準数を満たしていない事象」について、理由を明らかにし報告すること。

(会社) 品川駅の管理者の超勤実績については、おいて、明け番で24時を過ぎて遅くまで勤務作成をしている事象があったが、8時間以内の時間外労働であった。途中休憩時間を入れるなどして、36違反とはなっていないと認識している。また、新橋駅のサービスマネージャーが現在も標準数を満たしていない件については、平成22年6月に提案し、10月に実施する予定であったが、サービスマネージャーを指定するにあたり、その出所となる担務の核がなくなることや、入選の調整等があり、結果として今日まで標準数を満たすことが出来なかった。今後、早急に標準数になるよう現場とともに調整していく。

# 締結後に、3件の36協定違反が発覚！

交渉で確認したのは「田町車両センターでの協定違反」1件だけであったにも関わらず、協約締結後に3件の違反が発覚

- ① 上野新幹線第2運転所 (平成24年1月の事象)7月26日に発覚
- ② 上野新幹線第2運転所 (平成24年2月の事象)7月27日に発覚
- ③ 品川駅 (平成24年5月の事象)8月6日に発覚

### いずれも8時間超えの時間外労働！

### 実は4件の36協定違反が発生していた！

### 会社の回答「結果として把握出来なかった・・・」

東京地本は、組合員・家族の利益を守るために「不当労働行為」の根絶と労働組合法、労働協約の遵守を求めるものです。会社によって引き起こされている異常な事態の打開に向けて、全組合員のさらなる団結と協力を要請するものです。

私たちは、一字一句記載すべきと主張しているではありません。地本の主張をまとめて記載し、会社の団体交渉での主張もまとめて記載すべきです。これが昨年の7月14日に労使のトップが同席して合意した内容です。決めたことは遵守すべきであり、会社は直ちに「不当労働行為」を止めるべきです。さらに、36協定締結後に3件の36協定違反が発覚しました。事前の交渉で議論したのは、田町車両センターでの違反1件だけでした。会社は「結果として把握できなかった」と回答していますが、そもそも36協定違反を把握できないことが大変問題であり、このよ

と会社で合意・確認したものを、議事録確認の文書化の段階で削除はあり得る」「団体交渉で確認したこと、議事録確認で印を押して文書化して残すことは次元が違うもの」「労使の合意が得られないから締結できなかった」

## Ⅱ. 東京都労働委員会への「あっせん」申請とは

東地申第1号の団体交渉の結果を受けて、問題の解決に向けた会社の真摯な態度が見られないため、内部で問題の解決を図ることは困難であると判断せざるを得ませんでした。したがって、組合員と家族の利益を守るために労働協約第9条(あっせん、調停及び仲裁)に基づき、7月20日に東京支社に東京都労働委員会へ「あっせん」申請

という会社の回答は、明らかに議事録として文書化することを形骸化し拒否する行為です。したがって、会社の行為は労働組合法が定める法令違反の「不当労働行為」です。

を行うことを通知し、東京都労働委員会へ提出し受理されました。「あっせん」とは、労働組合などの労働者団体と使用者との間で生じた紛争を当事者間で自主的に解決することが困難になった場合、各都道府県の労働委員会に対して労使いずれかの申請により、公益代表(弁護士等)・労働者代表(労働組合役員等)・使用者代表(会社

表)より、公益代表(弁護士等)・労働者代表(労働組合役員等)・使用者代表(会社

経営者等)の3人のあっせん員が、労使双方の主張を伺い、争点を整理しながら労使間の話し合いをとりもち、交渉の行き詰まりを打開し、歩み寄りによる争議の解決を図ろうとする手続きです。

しかし、「あっせん」などの調整において解決が図れなかった場合、労働者は「不当労働行為」が行われたと考えた場合、労働委員会に救済命令を申し立てることができます。労働委員会

## Ⅲ. さらになる不当労働行為を許すな！

### 38本の議事録の削除に続き、今度は36協定締結における議事録も削除・修正を要求し、さらに36協定締結後に3件の36協定違反が発覚！

会社による不誠実な議事録の削除は、止まるどころかさらに悪質になってき

ていきます。東京地本は、2012年8月から

は「不当労働行為に当たる」と認められる場合、「団体交渉に応ぜよ」などの救済命令(団交応諾命令)を使用者に対して発することが出来ます。

したがって会社は、「あっせん」申請に直ちに応じ「不当労働行為」を認めて、議事録の締結を行うべきです。会社が「あっせん」に応じなければ、東京地本は「不当労働行為」として申請することを明らかにします。

の36協定締結に向けて、東地申第2号「労働基準法第36条の規程に基づく時間外及び公休日労働に関する協定」についての申し入れを行い、7月13日、18日の2回に亘って交渉を行ってきました。交渉では「時間外労働等に関する主な取り組みについて」「平成23年度の超勤実績・休日出勤実績について」「田町車両センターで発生した1日8時間を超える時間外労働を行った36協定違反について」「東京駅・品川駅・新橋駅で発生した「業務量調整」の問題について」などの議論を行い、会社と「勤労部長もこの議事録(案)の内容で確認出来る」ということを確認した上で、7月24日に36協定を調印してきました。

しかし、7月27日に会社から組合へ示された議事録(案)は、会社と確認したにも関わらず、大幅に削除・修正が要求されて戻されてきました。このことは、東地申第1号で議論してきた事象と同質であり、看過出来ません。しかも、その内容はこの間36協定違反が繰り返して発生してきた事実を鑑みて改善してきた「33発動時の社員代表への説明」や「安全衛生管理体制」について、さらに、東京駅・品川駅・新橋駅で実施した「業務量調整」について、職場で発生した問題に対して削除を要求してきています。これは、明らかに不都合な事象は責任を明確化せず、曖昧にしてごまかす会社の姿勢の現れです。断じて許されません。